

# 保育料（利用者負担額）のお知らせ

川崎市こども未来局  
保育・幼児教育部保育対策課

## 1 令和6年4月～令和6年8月の保育料について

(1) 保育料は、父母の令和5年度市町村民税所得割の合計額、お子さんの認定区分（1号～3号）、保育必要量（標準時間・短時間）、きょうだい区分（第1子～第3子）及び、本市が設定した階層区分（A、B、C1～C25）に応じて決定します。ただし、保育料算定における市町村民税所得割の合計額については、法令に基づき配当控除、住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）、寄附金税額控除（ふるさと納税など）等の控除の適用はありません。

※ 父母の収入が生活保護水準以下の場合には、同居している祖父母の市町村民税額を算定に含む場合があります。

※ 原則として、海外収入がある場合は、国内外の収入を合算して区役所にて税額を推定計算しています。

(2) 市町村民税が未申告の場合は、保育料は最高階層（C25）となります。

(3) 保育料は月のうち1日でも在籍していれば月額が発生します。保育所等を欠席した場合でも、保育料の減免等はありませんので予めご了承ください。

## 2 ひとり親世帯等への保育料軽減について

一定所得未満のひとり親世帯等の経済的負担の軽減を図るため、次の（1）から（6）のいずれかに該当する世帯は、市町村民税所得割合計額が 77,100円以下（※1） の場合、保育料は無料となります。

- (1) ひとり親世帯
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者（※2）がいる世帯
- (3) 療育手帳の交付を受けている者（※2）がいる世帯
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（※2）がいる世帯
- (5) 特別児童扶養手当の支給対象児童（※2）がいる世帯
- (6) 障害基礎年金の受給者（※2）がいる世帯

※1…父母の収入が生活保護水準以下の場合において、同居している祖父母の市町村民税額を算定に含むことでその合計額が基準額を超える場合には、本減額措置は適用されません。

※2…特定施設等に入所している場合は対象となりません。また、(2)～(6)に該当する世帯の減額措置は、各区役所児童家庭課、各地区児童家庭サービス担当に届出をしていただくことで適用されます。（届出は毎年度必要となります。）

## 3 保育料のきょうだい減免の拡充について

保育料のきょうだい減免について、保護者と生計が同一のお子さんが2人以上いる場合、きょうだいの年齢、利用施設等に関わらず、第2子を半額、第3子以降を無料とすることとし、令和6年4月から制度の拡充を実施します。

	令和6年4月から	令和5年度以前
市民税非課税世帯 (ひとり親等は市民税所得割相当額が77,100円以下の世帯)	全児童 (無料)	全児童 (無料)
市民税所得割相当額が57,700円未満の世帯	第2子 (半額) 第3子以降 (無料) →きょうだいの年齢や利用施設・事業による制限なし → <b>全世帯が減免対象</b>	第2子 (半額) 第3子以降 (無料) →きょうだいの年齢や利用施設・事業による制限なし → <b>全世帯が減免対象</b>
市民税所得割相当額が57,700円以上の世帯		第2子 (半額) 第3子以降 (無料) →同一世帯において、 <b>小学校就学前のお子さんが対象施設・事業を同時に利用される場合に適用</b>

## 4 保育料の納入方法について

(認定こども園、小規模保育、家庭的保育、他市町村の公立施設は施設の定める方法です。)

(1) 保育料の納入は口座振替による納付を原則としていますが、コンビニエンスストア等でのお支払いをご希望の場合には、納入通知書を毎月下旬に御自宅あて(代表保護者(納入義務のある方)の名義あて)に郵送しますので、当月末日までに納入してください。なお、末日が金融機関営業日でない場合は、翌営業日が納期限となります。

納期限までに納付がない場合や、残高不足等で口座振替が完了しなかった場合は、翌月に期限を指定して督促状及び納付書を、御自宅あてに郵送します。(翌月以降の再振替はできません。)

※ 口座振替手続きが完了した方には、「口座振替開始のお知らせ」を、御自宅あてに郵送します。お知らせが届くまでは納入通知書を発行いたしますので、金融機関の窓口又はコンビニエンスストア等での納入をお願いします。

(2) 口座振替の登録口座を変更されたい場合には、各保育所等、各区役所・地区健康福祉ステーションに書類(口座振替納付依頼書)を備えていますので、御記入の上、新たに口座振替を利用される金融機関へ提出してください。また、WEBによる口座振替申込にも対応していますので、詳しくは市ホームページを御覧ください。

(3) 延長保育料、3歳以上児の給食費等については、保育料に含まれていないため、各施設の定める方法で各施設にお支払いください。

### ○モバイルレジでの納付について

保育料がモバイルレジ及びモバイルレジクレジットで納付できるようになりました。



納付書のバーコードをスマートフォンのカメラで撮影して モバイルバンキングやクレジットで支払えるサービスです。

詳細については、こちらを御覧ください→



## 5 保育料が変更になる場合

※ 次の場合には、区役所にご連絡ください。

(1) 市民税の修正申告等を行い、市民税額が変更された場合には、保育料を変更します。(現年度分の保育料に限ります。)

(2) 世帯構成の変更(婚姻・離婚等)や、きょうだい児の幼稚園等への入園(退園)、保護者の方が育児休業を取得することにより保育必要量に変更になる場合等には、施設に備えている「異動届」等にて施設を通じて変更を届け出てください。原則、区役所・地区健康福祉ステーションの窓口に届出のあった日の翌月より変更となります。

(3) 失業・疾病・罹災等の不測の事態により、世帯の所得が前年の7割以下に減少、または不測の出費が世帯出費の3割以上増加になり、保育料の支払いが困難になった場合に適用される減免制度がありますので、区役所・支所の窓口に御連絡ください。(不測の事態とは、本人の責によらない、予見可能性のない失業等であり、原則として、育児休業や自己都合退職・転職、自営の売上減少等は減免の対象外となります。)

## 6 実費徴収に係る補足給付事業

本市では生活保護世帯(負担区分A階層)を対象に実費徴収に係る補足給付を行っています。教材費・行事費等について、施設が減免を行う場合に子ども1人あたり月額2,500円を基準として施設に対し補助を行います。詳しくは、ご利用の施設等にご確認ください。

## 7 保育料の延滞金と滞納処分について

(1) 保育料を納期限までに納付されない場合、保育料とは別に年8.7%(最初の1か月は年2.4%)の割合で計算した延滞金を納めていただきます。(令和6年12月31日までの割合。算出した金額が1,000円未満の場合全額を切り捨てます)。保育料の期限内納付をお願いいたします。

(2) 保育料を滞納すると、施設を通じて督促状を発行します。督促状の納期限までに納付されない場合、法令等の規定により、財産調査の上、給料・預貯金などの財産の差押処分を実施しています。

## 8 幼児教育・保育の無償化について

(1) 認可保育所、認定こども園(2号)を利用する3歳児クラスから5歳児クラスに在籍する全ての児童について、令和元年10月1日から、保育料が無償化されています。なお、年度の途中で満3歳になる2歳児クラスに在籍する児童については、翌年度の4月に3歳児クラスに進級するまでは無償化の対象となりません。

(2) 認可保育所等に入所する(している)方は、本市が保育料の決定を行いますので、手続きは不要です。

(3) 給食の材料にかかる費用(主食費及び副食費)については、自宅で子育てを行う場合も食費として同様にかかる費用であることから、無償化後も3歳児クラスから5歳児クラスの児童の保護者の皆様にはご負担をお願いいたします。実費徴収として施設に直接お支払いください。

ただし、世帯の市町村民税所得割合計額が57,700円未満(ひとり親世帯等については77,100円以下)(※1)の場合及び第3子以降(※2)については、副食費(おかず代)は免除となります(主食費(ごはん等代)は免除となりません)。

※1…父母の収入が生活保護水準以下の場合において、同居している祖父母の市町村民税額を算定に含むことでその合計額が基準額を超える場合には、副食費は免除とはなりません。

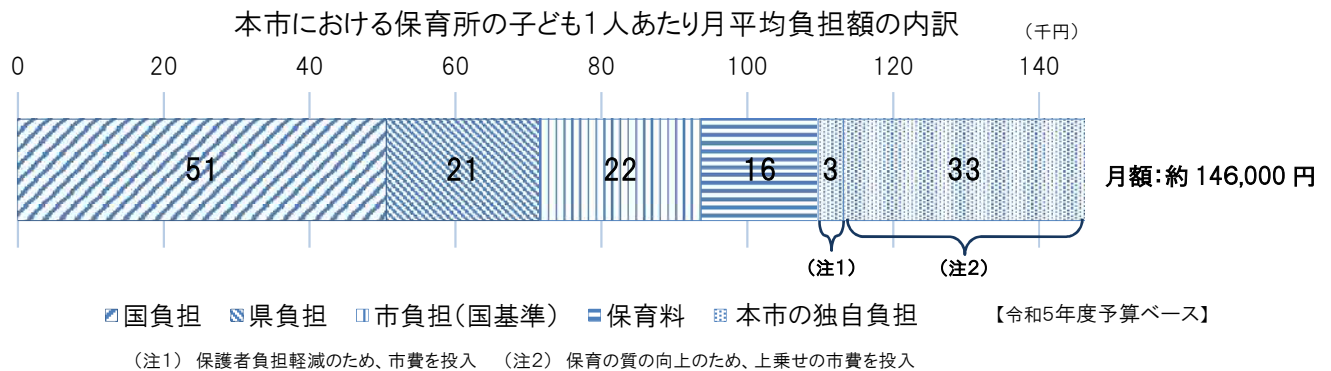
※2…「第3子以降」とは、同一世帯から3人以上の就学前児童が給付対象施設又は事業を利用している場合(幼稚園、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育施設、児童心理治療施設、又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合を含みます。)の第3子以降の児童をいいます。

※3…主食の提供を行っていない施設を利用している場合や、主食の提供を行っている施設でも提供を受けていない場合は、主食費の支払いはありません。

## 9 保育所等を運営する経費について(令和5年度予算)

保育所等運営経費を100%とすると、図のとおり保護者の皆様に負担いただく保育料から賄う分は約11%であり、国・県が約49%、それ以外の約40%は本市が負担します。本市では、児童の処遇向上のため、保育所等の運営について国基準に上乗せした基準を定めています。

ご負担いただく保育料については、国が定める国基準上限額の一部を本市が負担することで、保護者の皆様の負担を軽減しております。



(保育料の決定に関すること) お住いの地区の担当部署までお問合せください。

問 合 せ 先	電 話 番 号	問 合 せ 先	電 話 番 号
川崎区役所児童家庭課	044-201-3219	高津区役所児童家庭課	044-861-3250
大師地区児童家庭サービス担当	044-271-0150	宮前区役所児童家庭課	044-856-3258
田島地区児童家庭サービス担当	044-322-1999	多摩区役所児童家庭課	044-935-3297
幸区役所児童家庭課	044-556-6688	麻生区役所児童家庭課	044-965-5158
中原区役所児童家庭課	044-744-3263		

(徴収に関すること)

こども未来局保育対策課 044-200-3424